

# UAE 競争法：内閣が市場占有率の最低基準を設定

2016年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2016年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai  
Fax: +971-4-384-4004  
E-mail：mero@clydeco.ae  
HP: www.clydeco.com

كليرد انكو  
**CLYDE & CO**

## UAE 競争法 内閣が市場占有率の最低基準を設定

アラブ首長国連邦（UAE）内閣は、競争法に基づき適応される市場占有率の最低基準（パーセンテージ）を定める決議を発令しました。これで競争法を理解するために必要なすべての法令が揃いました。

これまででも Clyde & Co は、UAE 競争法（2012 年連邦法第 4 号）とその執行規則（2014 年閣僚決議第 37 号）の詳細について考察、報告してきました[※]。

同法は、特定の反競争的な商行為を禁じ、UAE 経済省の権限下での“競争規制委員会”の設立を定めています。執行規則は、委員会に適用される免除、承認、苦情の審査に関する手続きについて詳しく定めています。

競争法は 2013 年 2 月に、執行規則は 2014 年 10 月にそれぞれ施行されました。しかし 実際には、いくつかの重要な情報が明確にされない限り、定められた規則を適用あるいは 執行することはできませんでした。今回発令された二つの内閣決議（2016 年閣僚決議第 13 号と 22 号）により、それらの点が明らかになりました。いずれの決議も 2016 年 8 月 1 日より有効です。

### 禁止行為

- 制限的協定 – 競争法は、商品およびサービスの売買価格を限定する契約や地理的地域に基づき市場を分割する契約など“制限的協定”を禁じています。しかし“影響力の弱い契約”は、この定義の範疇外のため、法律違反にはなりません。閣僚決議第 13 号は、関連市場における全取引のうち当事者の占有率が 10%を超えない場合、制限的契約は、必然的に“弱い影響力”を持つ契約となると示しています。
- 支配的地位 – 市場において“支配的地位にある”組織がその立場を濫用し、価格操作などを行うことで、競争を阻害する、抑制する、妨げることは禁じられています。閣僚決議第 13 号は、関連市場における全取引のうち組織の占有率が 40%を超える場合、“支配的地位”にあるとみなされると定めています。
- 経済力集中 – “支配的地位”を生み出す、あるいは強化させるなど、市場競争への影響が見込まれる“経済力集中”は、関連契約を結ぶ前に、規制委員会へ申請し、承認を得る必要があります。“経済力集中”の概念には、株式取得だけでなく、資産および債務の移転も含まれます。閣僚決議第 13 号は、関連市場の全取引のうち当事者の占有率が 40%を超える場合、承認申請が必要であると定めています。

### 業務への影響

今回、最低基準が具体的に設定されましたので、UAE で運営する企業は、既存の契約と自社の市場での地位を分析し、制限的協定や支配的地位に関する規則の免除を規制委員会に申請すべきか否か判断する必要があります。UAE 企業等との合併や買収の案件についても、市場占有率 40%を超える取引には、事前に承認を得ることを定める経済力集中に関する規則を考慮、検証しなければなりません。しかし実際のところ、これら分析は容易ではないでしょう。下記の“ほかに考慮すべき問題”を参照ください。

競争法に違反した場合、多額の罰金や業務停止などの罰則が科されます。

## 免除規定

競争法には、下記を含め、多くの免除規定も設けられています。

- 登録商業代理店契約は、制限的協定の禁止の対象となりません。
- 通信（テレコム）、金融サービス、石油・ガス、薬品、電力、水道、運輸、郵便、文化活動、下水および環境衛生サービスなど、特定の事業部門には、適用が免除されます。
- 政府所有組織は免除。閣僚決議 13 号は、この免除の対象範囲を、連邦政府または国家政府の所有割合が最低 50%以上の組織と定めています。
- 中小企業(SMEs)は免除。閣僚決議第 22 号は、UAE 法における SME の“共通定義”を定め、商事部門、製造部門、サービス部門に企業を区別しています。この対象となる企業は、従業員数、収益などの規定条件を満たす必要があります。例えば、製造部門の場合、年収益が 2 億 5,000 万 UAE ディルハムまでの企業が“中規模”と認められるなど、基準値は比較的高く設定されています。

## ほかに考慮すべき問題

閣僚決議により明確になった点はあるものの、下記に挙げる問題をはじめ、まだ明らかになっていない問題も残っています。

- *規制委員会の状況* – 競争法は、閣僚決議により規制委員会を設立することを定めています。まだ関連する閣僚決議は発布されていませんが、委員会は既に任命を受け、少なくとも 4 度招集されています。しかし、規制委員会が既に完全に稼働しているのか、免除申請や事前承認申請を受領できる状態にあるのか、明確ではありません。
- *関連市場”の定義* – “関連市場 (relevant market)”が具体的に何を意味するのかを説明するガイダンスはありません。しかし、これは、競争法および実施規則を実際に適用するためには非常に重要な点です。市場の定義はさまざまに解釈でき、企業が支配的地位にあるか否か、制限的協定は影響の弱い契約とみなされるか否か、取引が経済力の集中の範疇に該当するか否かなどの判断が大きく左右されます。例えば、“高級四駆車”の市場は“四駆車”の市場よりも制限的なものとなり、通知義務が適用される可能性も考えられます。また、“取引 (transactions)”の算出方法も（取引量か、収益か）明確ではありませんし、関連市場の地理的地域の定義も定かではありません。これら疑問点に対し、経済省によるさらなるガイダンスの発行が待たれます。
- *情報の入手* – 企業が規制委員会へ申請を行う場合、UAE の関連市場における自社の占有率分析結果を提出しなければなりません。しかし、正式な公開情報がないため、これは容易ではありません。全国のデータ、特に公開情報の提供を強化する目的で、新たに“連邦競争力および統計局”が近ごろ設置されました。今後、市場占有率などの情報入手が容易になるかもしれません。
- *知財ライセンス* – 第 3 条は、UAE の市場競争に影響し得る知財権の利用にも競争法が適用されることを明確にしています。知的財産の使用許諾にかかわる者が最も注意すべ

き規定は、制限的協定に関する第 5 条でしょう。多くの知財権所有者および使用権者にとって、制限的協定は一般的なものです。例えば、商標の専用実施権は、使用権者の商標使用に制限がかけられています。これは、競争法第 5 条に違反する可能性があります。

知財権の使用許諾について注目すべき点として、競争法では、フランチャイズ契約やほかの知財ライセンスのような、垂直的協定や技術移転契約のいずれに対しても、具体的な免除規定は設けられていません。欧州連合で制定されている一括適用免除なども UAE 競争法においては適用されません。つまり競争法には、UAE での知財ライセンス契約当事者に適用される“免責”条項は含まれないということです。

今回の閣僚決議より、UAE の事業推進へ向けた法制改革が、また大きく前進したといえるでしょう。今後さらに、公式なガイダンスにより、実際的な問題が明確になるものと期待されます。

[※] UAE 新連邦競争法 The New Federal Competition law in the UAE

UAE 新競争法：合併買収制限：競争の一步先を The new UAE Competition law: merger and acquisition control: stay ahead of the competition

UAE 競争法—執行規則発布 UAE Competition Law – Executive Regulations now published

UAE 知財権ライセンスの免責条項はない No safe harbour for IP licences in the UAE